

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 療養介護（第四条―第三十二条の二）</p> <p>第三章 第九章略</p> <p>附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第三条 1・2略</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第八条 1 3略</p> <p>4 療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、<u>地域住民</u>、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第十七条 1 4略</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 療養介護（第四条―第三十二条）</p> <p>第三章 第九章略</p> <p>附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第三条 1・2略</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第八条 1 3略</p> <p>4 療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、<u>近隣住民</u>、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第十七条 1 4略</p>

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 10略

（勤務体制の確保等）

第二十五条 1 3略

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第二十七条 1略

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 10略

（勤務体制の確保等）

第二十五条 1 3略

（衛生管理等）

第二十七条 1略

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が

発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（身体拘束等の禁止）

第二十八条 1・2略

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（虐待の防止）

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに

発生し、又はまん延しないために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第二十八条 1・2略

、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(職場への定着のための支援等の実施)

第四十四条の二 1略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十二号)第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

(衛生管理等)

第四十八条 1略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)  
(を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する  
こと。

(職場への定着のための支援の実施)

第四十四条の二 略

(衛生管理等)

第四十八条 1略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十二條の二までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは「第五十条において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第五十条において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十條第二項」と、同項第四号中「第三十二條第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第五十条において準用する次條第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十八條中「前條」とあるのは「第五十条において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條の二まで、第三十四條から第三十八條まで、第四十條、第四十一條及び第四十四條の二から第四十九條までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは

(準用)

第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條、第二十四條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十二條までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは「第五十条において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第五十条において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十條第二項」と、同項第四号中「第三十二條第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第五十条において準用する次條第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十八條中「前條」とあるのは「第五十条において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第四十條、第四十一條及び第四十四條の二から第四十九條までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第五十五条において

は「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第六十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條の二まで、第三十四條から第三十六條まで、第四十條、第四十一條、第四十四條の二から第四十九條まで、第五十三條及び第五十四條の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第六十条において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第四十條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては六人以上、宿泊型自立訓練にあつては十人以上」と読み替えるものとする。

準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第六十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十四條から第三十六條まで、第四十條、第四十一條、第四十四條の二から第四十九條まで、第五十三條及び第五十四條の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第六十条において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第四十條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては六人以上、宿泊型自立訓練にあつては十人以上」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第六十三条 1～5略

6| 略

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第六十四条 1略

2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第六十七条 1略

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第六十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四条から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條の二まで、第三十四條から第三十八條まで、第四十條、第四十一條、第四十三條、第四十四條、第四十五條から第四十九條まで及び第五十三條の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは「第六十九條において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第六十九條において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第六十九條において準用する第三十條第二項」と

(職員の配置の基準)

第六十三条 1～5略

7| 略

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第六十四条 1略

2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第六十七条 略

(準用)

第六十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四条から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第四十條、第四十一條、第四十三條、第四十四條、第四十五條から第四十九條まで及び第五十三條の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは「第六十九條において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第六十九條において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第六十九條において準用する第三十條第二項」と、同

、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十九条において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第七十一条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第八十二条 1略

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（準用）

第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場

項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十九条において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第八十二条 略

（準用）

第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合に

合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十七条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四条から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條の二まで、第三十四條、第三十六條、第三十七條、第四十一條、第四十三條、第四十五條から第四十九條まで、第五十三條、第七十一條、第七十三條から第七十五條まで及び第八十條から第八十二條までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十七条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十七条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養

合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十七条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四条から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十四條、第三十六條、第三十七條、第四十一條、第四十三條、第四十五條から第四十九條まで、第五十三條、第七十一條、第七十三條から第七十五條まで及び第八十條から第八十二條までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十七条において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十七条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護

介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十七条において準用する前条」と、第八十条第一項中「第八十四条」とあるのは「第八十七条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第八十九条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合にあつては、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十三条第五項並びに第七十四条第五項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援条例第六条第一項第二号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十三条第一項第四号及び第六項並びに第七十四条第一項第三号（第八十七条において準用する場合を含む。）及び第六項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において

計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十七条において準用する前条」と、第八十条第一項中「第八十四条」とあるのは「第八十七条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第八十九条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合にあつては、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十三条第五項及び第六項並びに第七十四条第五項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援条例第六条第一項第二号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十三条第一項第四号及び第七項並びに第七十四条第一項第三号（第八十七条において準用する場合を含む。）及び第六項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において

<p>3 略</p> <p>、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち 、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 一・二略</p>	<p>3 略</p> <p>、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち 、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 一・二略</p>
--	--